

ちゃんと
知ってる!?

健康保険
あれこれ

被扶養者の異動

被扶養者が、就職したり収入が増えた場合は、扶養からはずす手続きをする必要があります。手続きは自動的に行われませんので、すみやかに手続きしてください。



..... こんな **誤解** をしていませんか?

- ❶ 息子が就職! 会社の手続きをすれば、健康保険組合が扶養から自動的にはずしてくれるんだよね?
- ❷ 妻のパートのお給料が増えた! 正社員じゃないから被扶養者のままでよいよね?
- ❸ 子どもが生まれた! 年収は夫の方が高いけど、妻の扶養に入れてよいよね?



- ❶ 扶養からはずれるときは、会社の手続きとは別に健康保険組合への手続き、被保険者証の返却が必要です。
- ❷ 年間収入が130万円以上になると見込まれるときは、扶養からはずれません。
- ❸ 夫婦共働きの場合は、子どもは年収が高い方の扶養に入ります。

どんなとき、扶養からはずれるの?



- ❶ 就職したとき
- ❷ 結婚して相手の扶養に入ったとき
- ❸ 被扶養者(60歳未満)の年間収入*が130万円(月額平均108,334円)を超えると見込まれるとき
- ❹ 被扶養者(60歳以上、または障害者)の年間収入*が180万円(月額平均150,000円)を超えると見込まれるとき
- ❺ 同居が条件である被扶養者が別居になったとき
- ❻ 別居している被扶養者への送金をやめたときや、送金額が被扶養者の収入より少なくなったとき
- ❼ 退職して、失業給付(日額3,562円以上※60歳以上、または障害者は日額4,932円以上)を受けるとき
- ❽ 75歳になったとき
- ❾ 離婚したとき
- ❿ 死亡したとき

*健康保険の年間収入とは、税法上の1月~12月や年度の4月~3月など、決まった期間の収入ではありません。連続した12ヶ月間の収入をいいます。よって、どの連続した12ヶ月間をとっても、③④にある130万円(または、180万円)未満でなければなりません。また、収入はパートやアルバイトの給与(交通費含む)収入だけではなく、各種年金や自営業収入、不動産収入、農業収入なども含まれます。

扶養をはずれるときは、どんな手続きが必要なの?



手続きは自動的に行われませんので、会社の人事担当者にすみやかに次の書類を提出してください。

- 健康保険被扶養者(異動)届
- 被保険者証(扶養からはずれる人の分)

詳しくは、当健保組合ホームページ「家族の加入・脱退」をご覧ください。

扶養からはずれる手続きをしないと、どうなるの?



- 被保険者証を使ったときは医療費を返還していただくことも

返還していただく医療費は、被扶養者ではなかった期間の医療費(7~9割)だけでなく、家族出産育児一時金・付加金や高額療養費などの各種給付金、人間ドック・けんぽ共同健診の健診費等も返還請求の対象となります。

平成30年度 被扶養者調査表審査後の結果報告

対象者は、配偶者と22歳以上(平成30年4月1日現在)の被扶養者(ただし任意継続被保険者を除く)

被保険者による削除件数(内訳)

| 就 職 | 収入増 | 雇用保険受給開始 | その他 | 合 計 |
|-----|-----|----------|-----|-----|
| 65 | 51 | 2 | 3 | 122 |

健康保険組合による不認定件数(内訳)

| 収入増 | 添付書類無 (審査が行えないため) | その他 | 合 計 |
|-----|----------------------|-----|-----|
| 7 | 3 | 3 | 13 |